

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7 本文-017 改1
提出年月日	2020年8月24日

工事計画審査資料  
放射線管理施設（基本設計方針）

2020年8月

東京電力ホールディングス株式会社

## 4 放射線管理施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格

## (1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>
<p>第1章 共通項目</p> <p>放射線管理施設の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，5. 設備に対する要求（5.2 材料及び構造等，5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.4 耐圧試験等，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関の設計条件を除く。），6. その他」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>放射線管理施設の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。），6. その他」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置</p> <p>発電用原子炉施設には，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度，管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視，測定するために，プロセスモニタリング設備，エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。出入管理関係設備（6,7号機共用）には，放射線業</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置</p> <p>発電用原子炉施設には，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度，管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視，測定するために，プロセスモニタリング設備，エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設ける設計とする。出入管理関係設備（6,7号機共用）には，放射線業</p>

変更前	変更後
<p>務従事者及び一時立入者の出入管理，汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料，放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため，試料分析関係設備（6,7号機共用）を設ける設計とする。</p> <p>発電所外へ放出する放射性物質の濃度，周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視するために，プロセスモニタリング設備，固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備を設ける設計とする。また，風向，風速その他の気象条件を測定するため，環境測定装置を設ける設計とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備，エリアモニタリング設備及び固定式周辺モニタリング設備については，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室（「6,7号機共用」（以下同じ。））に表示できる設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は，発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失，誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合（原子炉建屋原子炉区域内の放射能レベルが設定値を超えた場合，主蒸気管又は空気抽出器排ガス中の放射能レベルが設定値を超えた場合等）に，これらを確実に検出して自動的に警報（原子炉建屋放射能高，主蒸気管放射能高等）を発信する装置を設ける設計とする。</p> <p>排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性</p>	<p>務従事者及び一時立入者の出入管理，汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。各系統の試料，放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため，試料分析関係設備（6,7号機共用）を設ける設計とする。<b>【34条4】【34条5】</b></p> <p>発電所外へ放出する放射性物質の濃度，周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視するために，プロセスモニタリング設備，固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備を設ける設計とする。また，風向，風速その他の気象条件を測定するため，環境測定装置を設ける設計とする。<b>【34条6】</b></p> <p>プロセスモニタリング設備，エリアモニタリング設備及び固定式周辺モニタリング設備については，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室（「6,7号機共用」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高气密室）（「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））に表示できる設計とする。<b>【34条7】</b></p> <p>設計基準対象施設は，発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失，誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合（原子炉建屋原子炉区域内の放射能レベルが設定値を超えた場合，主蒸気管又は空気抽出器排ガス中の放射能レベルが設定値を超えた場合等）に，これらを確実に検出して自動的に警報（原子炉建屋放射能高，主蒸気管放射能高等）を発信する装置を設ける設計とする。<b>【47条1-2】</b></p> <p>排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性</p>

変更前	変更後
<p>物質の濃度，管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に，これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報（排気筒放射能高，エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高）を発信する装置を設ける設計とする。</p> <p>上記の警報を発信する装置は，表示ランプの点灯，ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。</p>	<p>物質の濃度，管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に，これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報（排気筒放射能高，エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高）を発信する装置を設ける設計とする。【47条2】</p> <p>上記の警報を発信する装置は，表示ランプの点灯，ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。【47条3】</p> <p>重大事故等が発生し，当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして，原子炉格納容器内の線量当量率，最終ヒートシンクの確保の監視及び使用済燃料貯蔵プール（「設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用」（以下同じ。）の監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>【73条2-3】</p> <p>重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の故障により，当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。【73条1-3】</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは，炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメー</p>

変更前	変更後
	<p>タとし、計測する装置は「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセスモニタリング設備に示す重大事故等対処設備、エリアモニタリング設備のうち使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）、使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）とする。</p> <p><b>【73条7】</b></p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とする。また、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器の線量当量率等のパラメータの計測が困難となった場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。<b>【73条8-3】</b></p> <p>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。<b>【73条9-3】</b></p> <p>原子炉格納容器内の線量当量率等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。<b>【73条14-2】</b></p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設</p>

変更前	変更後
<p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率，主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又</p>	<p>置J)のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録，保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票が出力できる設計とする。また，記録は必要な容量を保存できる設計とする。【73条 15-2】</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は，非常用ディーゼル発電設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において，代替電源設備として常設代替交流電源設備，可搬型代替交流電源設備，所内蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。【73条 10-3】</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において，発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために，移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。【75条 1】</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録するために，環境測定装置を保管する設計とする。【75条 2】</p> <p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率，主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又</p>

変更前	変更後
<p>は復水器に接続する放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度，排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度を計測するためのプロセスモニタリング設備を設け，計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また，計測結果を記録できる設計とする。</p> <p>原子炉冷却材の放射性物質の濃度，排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度及び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度は，試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い，測定結果を記録する。</p> <p>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路を施設しないことから，排水路の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測するための設備を設けない設計とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備のうち，原子炉格納容器内の線量当量率を計測する格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) 及び格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) は，それぞれ多重性，独立性を確保した設計とする。</p>	<p>は復水器に接続する放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度，排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度を計測するためのプロセスモニタリング設備を設け，計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また，計測結果を記録し，及び保存することができる設計とする。【34条19】【34条21】【34条22】</p> <p>原子炉冷却材の放射性物質の濃度，排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度及び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度は，試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い，測定結果を記録し，及び保存する。【34条12-2】【34条23】 【34条24】</p> <p>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路を施設しないことから，排水路の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測するための設備を設けない設計とする。【34条25】</p> <p>プロセスモニタリング設備のうち，原子炉格納容器内の線量当量率を計測する格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) 及び格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) は，それぞれ多重性，独立性を確保した設計とする。【34条20】</p> <p>プロセスモニタリング設備のうち，原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ及び燃料取替エリア排気放射線モニタは，外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により，線量当量率を計測することができる設</p>

変更前	変更後
<p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測するためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録できる設計とする。</p>	<p>計とする。【34条 28】</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の排出経路における線量当量率を測定し、放射性物質濃度を推定できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニタを設ける設計とする。</p> <p>【67条 8】</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタは、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。【67条 10】</p> <p>耐圧強化ベント系の排出経路における線量当量率を測定し、放射性物質濃度を推定できるよう、排出経路の配管に耐圧強化ベント系放射線モニタを設ける設計とする。【67条 27】</p> <p>耐圧強化ベント系放射線モニタは、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。【67条 29】</p> <p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測するためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。【34条 26】</p> <p>エリアモニタリング設備のうち、燃料貯蔵プールエリア放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常</p>



変更前	変更後
<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポスト（「1号機設備，1,2,3,4,5,6,7号機共用」(以下同</p>	<p>用所内電源系からの電源供給により，線量当量率を計測することができる設計とする。【34条27】</p> <p>重大事故等時に使用済燃料貯蔵プールの監視設備として，使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）を設け，想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。【69条30-2】</p> <p>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）は，常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。【69条33-2】</p> <p>エリアモニタリング設備のうち5号機原子炉建屋内緊急時対策所等に設ける可搬型エリアモニタ（「6,7号機共用」(以下同じ。))及び可搬型モニタリングポスト（「6,7号機共用」(以下同じ。))は，重大事故等時に5号機原子炉建屋内緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。【76条24】</p> <p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポスト（「1号機設備，1,2,3,4,5,6,7号機共用」(以下同</p>

変更前	変更後
<p data-bbox="315 304 1077 384">じ。)) を設け、中央制御室に計測結果を表示できる設計とする。また、計測結果を記録できる設計とする。</p> <p data-bbox="315 1222 1077 1302">モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p>	<p data-bbox="1218 304 1980 480">じ。)) を設け、中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) に計測結果を表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。【34 条 29】</p> <p data-bbox="1218 496 1980 911">モニタリングポストは、5 号機の常用所内電源系が使用できない場合においても、電源復旧までの期間、専用の無停電電源装置 (「1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 号機共用, 1 号機に設置」(以下同じ。)) からの電源供給により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置により、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、代替電源設備であるモニタリングポスト用発電機 (6, 7 号機共用) から給電できる設計とする。【34 条 31】【75 条 14】</p> <p data-bbox="1218 927 1980 1150">モニタリングポストで計測したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (「6, 7 号機共用, 5 号機に設置」(以下同じ。)) 及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所から中央制御室間において有線回線と衛星回線又は無線回線により多様性を有する設計とする。【34 条 32】</p> <p data-bbox="1218 1222 1980 1398">モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) に警報を発信する設計とする。【47 条 4】</p>

変更前	変更後
<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を計測するための移動式周辺モニタリング設備として，空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定するサンプラと測定器を備えた放射能観測車（「1号機設備，1,2,3,4,5,6,7号機共用，屋外に保管」（以下同じ。）」を設け，測定結果を表示し，記録できる設計とする。ただし，放射能観測車による断続的な試料の分析は，従事者が測定結果を記録し，その記録を確認することをもって，これに代えるものとする。</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を計測するための移動式周辺モニタリング設備として，空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定するサンプラと測定器を備えた放射能観測車（「1号機設備，1,2,3,4,5,6,7号機共用，屋外に保管」（以下同じ。）」を設け，測定結果を表示し，記録し，及び保存することができる設計とする。ただし，放射能観測車による断続的な試料の分析は，従事者が測定結果を記録し，及びこれを保存し，その記録を確認することをもって，これに代えるものとする。【34条33】【34条34】</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において，発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中，水中，土壤中）及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として使用するNaIシンチレーションサーベイメータ（「6,7号機共用」（以下同じ。）」，GM汚染サーベイメータ（「6,7号機共用」（以下同じ。）」，ZnSシンチレーションサーベイメータ（6,7号機共用）及び電離箱サーベイメータ（6,7号機共用）を設け，測定結果を記録し，保存できるように測定値を表示できる設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラ（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」（個数2（予備1））及び小型船舶（海上モニタリング用）（6,7号機共用，屋外に保管）（個数1（予備1））を保管する設計とする。【75条3】</p>

変更前	変更後
	<p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ，よう素測定装置又はGM計数装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として使用する可搬型ダスト・よう素サンプラ，NaIシンチレーションサーベイメータ，GM汚染サーベイメータを設け，重大事故等が発生した場合に，発電所及びその周辺において，発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録し，保存できるように測定値を表示できる設計とし，放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。【75条8】</p> <p>モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する移動式周辺モニタリング設備として使用する可搬型モニタリングポスト（「6,7号機共用」（以下同じ。））を設け，重大事故等が発生した場合に，周辺監視区域境界付近において，発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型モニタリングポストの記録は，電磁的に記録，保存し，電源喪失により保存した記録が失われず，必要な容量を保存できる設計とする。【75条4】【75条7】</p> <p>可搬型モニタリングポストは，重大事故等が発生した場合に，発電所海側及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所付近等において，発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できる設計とするとともに，5号機原子炉建屋内緊急時対策所内への希ガス等の放射</p>

変更前	変更後
<p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録する。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の線量評価、一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための気象観測設備（「1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 号機共用, 1 号機に設置」(以下同じ。)) を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、発電所敷地内における風向及び風速の計測結果を記録できる設計とする。</p>	<p>性物質の侵入を低減又は防止するための判断に用いる設計とする。【75 条 5】</p> <p>可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星回線により伝送し、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所でデータ処理装置（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象測定装置用）（「6, 7 号機共用, 5 号機に設置」(以下同じ。)) のうち表示部にて監視できる設計とする。【75 条 6】</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。【75 条 9】</p> <p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。【34 条 30】</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の線量評価、一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための気象観測設備（「1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 号機共用, 1 号機に設置」(以下同じ。)) を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、発電所敷地内における風向及び風速の計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。【34 条 39】</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速そ</p>

変更前	変更後
	<p>他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測装置（「6,7号機共用、屋外に保管」（以下同じ。））（個数1（予備1））を設ける設計とする。【75条10】</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として使用する可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。可搬型気象観測装置の記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測装置の指示値は、衛星回線により伝送し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所でデータ処理装置（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象測定装置用）のうち表示部にて監視できる設計とする。【75条11】【75条12】【75条13】</p>
<p>2. 換気設備，生体遮蔽装置</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は，原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に，中央制御室内にとどまり必要な操作及び措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し，運転員の勤務形態を考慮し，事故後30日間において，運転員が中央制御室</p>	<p>2. 換気設備，生体遮蔽装置</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は，原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に，中央制御室内にとどまり必要な操作及び措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し，運転員の勤務形態を考慮し，事故後30日間において，運転員が中央制御室</p>

変更前	変更後
<p>に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽の機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される100mSvを下回る設計とする。</p> <p>また、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガスやばい煙及び有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p>	<p>に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽の機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される100mSvを下回る設計とする。</p> <p>また、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。【38条18】</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6,7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6,7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）（「6,7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）（「6,7号機共用」（以下同じ。））及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（「6,7号機共用」（以下同じ。））により、運転員が中央制御室にとどまることができる設計とする。【74条2】</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備を施設し、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、全面マスク</p>

変更前	変更後
	<p>等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、二次遮蔽壁、補助遮蔽、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における居住性に係る被ばく評価では、設計基準事故時の手法を参考にするとともに、炉心の著しい損傷が発生した場合に放出される放射性物質の種類、全交流動力電源喪失時の中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）の起動遅れ等、炉心の著しい損傷が発生した場合の評価条件を適切に考慮する。【74条9】</p> <p>炉心の著しい損傷後に格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に、運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避室には、遮蔽設備として、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）を設ける設計とする。中央制御室待避室は、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）で陽圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。【74条4】</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）及び中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において仮設ダクトを用いて中央制御室を</p>



変更前	変更後
	<p>陽圧化することにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。【74条6】</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条7】</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。【74条20-2】</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。【74条21】</p> <p>重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要の照度の確保は、中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6,7号機共用）（個数4（予備1））によりできる設計とする。【74条22】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）」）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）」）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。）」）、二次遮蔽壁、補助遮蔽、緊急時対策所換気空調系の設備、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設置又は保管する設計とする。【76条9】</p>

変更前	変更後
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽，二次遮蔽壁及び補助遮蔽は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。【76条11】</p> <p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は，仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，緊急時対策所換気空調系の5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）は，放射性雲通過時において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。【76条14】</p> <p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は，仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）は，放射性雲通過時において，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより，希ガ</p>

変更前	変更後
<p>2.2 換気設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，放射線障害を防止するため，発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに，空気中の放射性物質の除去・低減が可能な換気設備を設ける設計とする。</p>	<p>スを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。【76条18】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所換気空調系の設備による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。【76条23】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生し，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果，要員の汚染が確認された場合は，要員の除染を行うことができる区画を，身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。身体サーベイ，作業服の着替え等に必要な照度の確保は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6,7号機共用，5号機に保管）（個数4（予備1））によりできる設計とする。【76条5-1】</p> <p>【76条6】【76条7】</p> <p>2.2 換気設備</p> <p>通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，放射線障害を防止するため，発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに，空気中の放射性物質の除去・低減が可能な換気設備を設ける設計とする。【43条1】</p>

変更前	変更後
<p>換気設備は、放射性物質による汚染の可能性からみて区域を分け、それぞれ別系統とし、清浄区域に新鮮な空気を供給して、汚染の可能性のある区域に向って流れるようにし、排気は適切なフィルタを通して行う。また、各換気系統は、その容量が区域及び部屋の必要な換気及び除熱を十分行える設計とする。</p> <p>放射性物質を内包する換気ダクトは、溶接構造とし、耐圧試験に合格したものを使用することで、漏えいし難い構造とする。また、ファン、逆流防止用ダンパ等を設置し、逆流し難い構造とする。</p> <p>排出する空気を浄化するため、気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタ及び放射性微粒子を除去する微粒子フィルタを設置する。</p> <p>これらのフィルタを内包するフィルタユニットは、フィルタの取替が容易となるよう取替えに必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替が容易な構造とする。</p> <p>吸気口は、放射性物質に汚染された空気を吸入し難いように、排気筒から十分離れた位置に設置する。</p> <p>2.2.1 中央制御室換気空調系</p> <p>中央制御室の換気及び冷暖房は、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室再循環送風機等から構成する中央制御室換気空調系により行う。</p> <p>中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガスやばい煙及</p>	<p>換気設備は、放射性物質による汚染の可能性からみて区域を分け、それぞれ別系統とし、清浄区域に新鮮な空気を供給して、汚染の可能性のある区域に向って流れるようにし、排気は適切なフィルタを通して行う。また、各換気系統は、その容量が区域及び部屋の必要な換気及び除熱を十分行える設計とする。【43条2】</p> <p>放射性物質を内包する換気ダクトは、溶接構造とし、耐圧試験に合格したものを使用することで、漏えいし難い構造とする。また、ファン、逆流防止用ダンパ等を設置し、逆流し難い構造とする。【43条3】</p> <p>排出する空気を浄化するため、気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタ及び放射性微粒子を除去する微粒子フィルタを設置する。【43条4】</p> <p>これらのフィルタを内包するフィルタユニットは、フィルタの取替が容易となるよう取替えに必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替が容易な構造とする。【43条5】</p> <p>吸気口は、放射性物質に汚染された空気を吸入し難いように、排気筒から十分離れた位置に設置する。【43条6】</p> <p>2.2.1 中央制御室換気空調系</p> <p>中央制御室の換気及び冷暖房は、中央制御室送風機（6,7号機共用）、中央制御室排風機（6,7号機共用）、中央制御室再循環フィルタ装置（「6,7号機共用」（以下同じ。）」）、中央制御室再循環送風機（「6,7号機共用」（以下同じ。）」）等から構成する中央制御室換気空調系により行う。【43条9】</p> <p>中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガスやばい煙、</p>

変更前	変更後
<p>び有毒ガスに対し、中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断し、再循環方式に切り替えることが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系は、通常のラインの他、高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には、中央制御室換気空調系の給気隔離弁及び排気隔離弁を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る再循環方式とし、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p>	<p>有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断し、再循環方式に切り替えることが可能な設計とする。【38条 20】</p> <p>中央制御室換気空調系は、通常のラインの他、高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には、中央制御室換気空調系の給気隔離弁及び排気隔離弁を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る再循環方式とし、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。【38条 21】</p> <p>中央制御室換気空調系は、地震時及び地震後においても、中央制御室の気密性とあいまって、設計上の空気の流入率を維持でき、「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。【38条 19】【74条 10】</p> <p>中央制御室換気空調系の MCR 通常時外気取入隔離ダンパ (U41-F001A, B) (6, 7 号機共用), MCR 排気隔離ダンパ (U41-F002A, B) (6, 7 号機共用), MCR 非常時外気取入隔離ダンパ (U41-F003A, B) (6, 7 号機共用), MCR 外気取入ダンパ (U41-DAM601A, B)</p>

変更前	変更後
	<p>(6号機設備, 6, 7号機共用), MCR 非常用外気取入ダンパ(U41-DAM602A, B) (6号機設備, 6, 7号機共用) 及び MCR 排気ダンパ(U41-DAM604A, B) (6号機設備, 6, 7号機共用) を閉操作することで, 中央制御室の外気との連絡口を遮断することが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系(中央制御室外気取入ダクト)(6, 7号機共用) 及び中央制御室換気空調系(中央制御室排気ダクト)(6, 7号機共用) は中央制御室とともに中央制御室換気空調系バウンダリを形成しており, 重大事故等発生時において中央制御室内にとどまる運転員の被ばく線量を低減するために必要な気密性を有する設計とする。【74条8】</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において, 設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち, 単一設計とする中央制御室換気空調系のダクトの一部及び中央制御室再循環フィルタ装置については, 当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能が喪失する単一故障のうち, 想定される最も過酷な条件として, ダクトについては全周破断, 中央制御室再循環フィルタ装置については閉塞を想定しても, 単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう, 安全上支障のない期間に単一故障を確実に除去又は修復できる設計とし, その単一故障を仮定しない。【14条5】</p> <p>想定される単一故障の発生に伴う中央制御室の運転員の被ばく量は保守的に単一故障を除去又は修復ができない場合で</p>

変更前	変更後
<p>2.2.2 原子炉区域・タービン区域換気空調系</p> <p>原子炉区域・タービン区域換気空調系は、送風機及び排風機により、発電所通常運転中、原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）及びタービン建屋タービン区域内の換気を行い、原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）内を負圧に保ち、排気空気は、フィルタを通したのち、主排気筒から放出する。</p> <p>また、原子炉区域の給気及び排気ダクトには、それぞれ2個の空気作動の隔離弁を設け、原子炉建屋原子炉区域放射能高等の信号により、隔離弁を自動閉鎖するとともに原子炉区域・タービン区域換気空調系から非常用ガス処理系に切り替わることで放射性物質の放散を防ぐ設計とする。</p> <p>2.2.3 廃棄物処理建屋換気空調系</p> <p>廃棄物処理建屋換気空調系は、送風機、排風機、排気処理装置等からなり、放射性希ガス及び放射性よう素による汚染の</p>	<p>評価し、緊急作業時に係る線量限度を下回ることを確認する。また、単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</p> <p>単一設計とする箇所的设计に当たっては、想定される単一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。【14条6】</p> <p>2.2.2 原子炉区域・タービン区域換気空調系</p> <p>原子炉区域・タービン区域換気空調系は、送風機及び排風機により、発電所通常運転中、原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）及びタービン建屋タービン区域内の換気を行い、原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）内を負圧に保ち、排気空気は、フィルタを通したのち、主排気筒から放出する。【43条7】</p> <p>また、原子炉区域の給気及び排気ダクトには、それぞれ2個の空気作動の隔離弁を設け、原子炉建屋原子炉区域放射能高等の信号により、隔離弁を自動閉鎖するとともに原子炉区域・タービン区域換気空調系から非常用ガス処理系に切り替わることで放射性物質の放散を防ぐ設計とする。【43条8】</p> <p>2.2.3 廃棄物処理建屋換気空調系</p> <p>廃棄物処理建屋換気空調系は、送風機、排風機、排気処理装置等からなり、放射性希ガス及び放射性よう素による汚染の</p>

変更前	変更後
<p>可能性のある区域の排気を排風機により高性能粒子フィルタを通して6号機の主排気筒から放出する設計とする。</p>	<p>可能性のある区域の排気を排風機により高性能粒子フィルタを通して6号機の主排気筒から放出する設計とする。【43条10】</p> <p>2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p> <p>緊急時対策所換気空調系の設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)の居住性を確保するため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(ファン)〔6,7号機共用〕(以下同じ。)), 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)〔6,7号機共用〕(以下同じ。)), 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機〔6,7号機共用〕(以下同じ。)), 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンペ)〔6,7号機共用〕(以下同じ。))を保管する設計とする。</p> <p>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の居住性を確保するため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(ファン)〔6,7号機共用〕(以下同じ。)), 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)〔6,7号機共用〕(以下同じ。)), 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンペ)〔6,7号機共用〕(以下同じ。))を保管する設計とする。【76条12】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空</p>



変更前	変更後
	<p>気ボンベ) は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。【76条19】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ボンベ) は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。【76条20】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号機原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。【76条17】</p> <p>緊急時対策所換気空調系は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。【76条13】</p> <p>緊急時対策所換気空調系は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。【76条21】</p>

変更前	変更後
<p>2.3 生体遮蔽装置</p> <p>設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による発電所周辺の空間線量率が、放射線業務従事者等の放射線障害を防止するために必要な生体遮蔽等を適切に設置すること及び発電用原子炉施設と周辺監視区域境界までの距離とあいまって、発電所周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回る、空気カーマで年間 <math>50 \mu\text{Gy}</math> を超えないような遮蔽設計とする。</p> <p>発電所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常運転時の放射線業務従事者の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計とする。</p> <p>生体遮蔽は、原子炉遮蔽壁、一次遮蔽壁、二次遮蔽壁、補助遮蔽及び中央制御室遮蔽から構成し、想定する通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に対し、地震時及び地震後においても、発電所周辺の空間線量率の低減及び放射線業務従事者の放射線障害防止のために、遮蔽性を維持する設計とする。生体遮蔽に開口部又は配管その他の貫通部があるものにあつては、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とするとともに、自重、付加荷重及び熱応力に耐える設計とする。</p>	<p>2.3 生体遮蔽装置</p> <p>設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による発電所周辺の空間線量率が、放射線業務従事者等の放射線障害を防止するために必要な生体遮蔽等を適切に設置すること及び発電用原子炉施設と周辺監視区域境界までの距離とあいまって、発電所周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回る、空気カーマで年間 <math>50 \mu\text{Gy}</math> を超えないような遮蔽設計とする。【42条1】</p> <p>発電所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常運転時の放射線業務従事者の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計とする。【42条2】</p> <p>生体遮蔽は、原子炉遮蔽壁、一次遮蔽壁、二次遮蔽壁、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽から構成し、想定する通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に対し、地震時及び地震後においても、発電所周辺の空間線量率の低減及び放射線業務従事者の放射線障害防止のために、遮蔽性を維持する設計とする。生体遮蔽に開口部又は配管そ</p>

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合，人が容易に接近できないような場所（通路の行き止まり部，高所等）への開口部設置</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強（スリーブと配管との間隙への遮蔽材の充てん等）</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により，貫通孔から線源機器が直視できない措置</li> </ul> <p>遮蔽設計は，実効線量が1.3mSv/3月間を超えるおそれがある区域を管理区域としたうえで，日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程」（J E A C 4 6 1 5）の通常運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽，二次遮蔽壁及び補助遮蔽は，「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。</p>	<p>その他の貫通部があるものにあつては，必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とするとともに，自重，付加荷重及び熱応力に耐える設計とする。【42条3】【42条4】【42条8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合，人が容易に接近できないような場所（通路の行き止まり部，高所等）への開口部設置【42条5】</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強（スリーブと配管との間隙への遮蔽材の充てん等）【42条6】</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により，貫通孔から線源機器が直視できない措置【42条7】</li> </ul> <p>遮蔽設計は，実効線量が1.3mSv/3月間を超えるおそれがある区域を管理区域としたうえで，日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程」（J E A C 4 6 1 5）の通常運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。【42条9】</p> <p>格納容器圧力逃がし装置は，原子炉建屋近傍の屋外に設置し，格納容器圧力逃がし装置使用後に高線量となるフィルタ装置等の周囲には遮蔽体（フィルタベント遮蔽壁，配管遮蔽）を設け，格納容器圧力逃がし装置の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する設計とするとともに，中央制御室内の居住性を確保できる設計とする。【65条25】【74条5】</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽（常設），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽，二次遮蔽壁及び</p>

変更前	変更後
	<p>補助遮蔽は、「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。【38条22】【74条11】【76条35】</p> <p>中央制御室遮蔽は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち多様性及び独立性並びに位置的分散の設計方針は適用しない。【74条29】</p>
<p>3. 設備の共用</p> <p>3.1 放射線管理施設</p> <p>固定式周辺モニタリング設備及び気象観測設備は、1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機及び7号機で共用とするが、各号機で共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視、測定するために必要な仕様を満足する設備とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>焼却炉建屋排気筒放射線モニタ及び焼却炉建屋放射線モニタは、1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機及び7号機で共用とするが、共用の建屋における放射線量率等の測定に必要な仕様を満足する設備とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>3. 設備の共用</p> <p>3.1 放射線管理施設</p> <p>固定式周辺モニタリング設備及び気象観測設備は、1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機及び7号機で共用とするが、各号機で共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視、測定するために必要な仕様を満足する設備とすることで、安全性を損なわない設計とする。【15条30】</p> <p>焼却炉建屋排気筒放射線モニタ及び焼却炉建屋放射線モニタは、1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機及び7号機で共用とするが、共用の建屋における放射線量率等の測定に必要な仕様を満足する設備とすることで、安全性を損なわない設計とする。【15条31】</p> <p>3.2 換気設備、生体遮蔽装置</p>

変更前	変更後
<p>3.2.2 生体遮蔽装置</p> <p>中央制御室遮蔽は、6号機及び7号機で共用とするが、運転員を防護するために必要な居住性を有することで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>3.2.1 換気設備</p> <p>中央制御室換気空調系（下部中央制御室の換気を除く。）については、6号機及び7号機で共用とするが、各号機で必要な容量を確保した上で、共用により多重性を確保することで、6号機及び7号機の安全性が向上する設計とする。各号機1基設置する当該システムの再循環フィルタについても、共用により多重性を確保することで、6号機及び7号機の安全性が向上する設計とする。【15条14】</p> <p>3.2.2 生体遮蔽装置</p> <p>中央制御室遮蔽は、6号機及び7号機で共用とするが、運転員を防護するために必要な居住性を有することで、安全性を損なわない設計とする。【15条18】</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽（常設）は、重大事故等時において、隣接する6号機及び7号機の事故対応を一つの中央制御室として共用することによって、プラント状態に応じた運転員の融通により安全性が向上することから、6号機及び7号機で共用する設計とする。【74条28】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽は、重大事故等時において、6号機及び7号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策</p>

変更前	変更後
	<p>所（待機場所）を共用することによって、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故対応を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、6号機及び7号機で共用する設計とする。【76条33-2】</p>
<p>4. 主要対象設備 放射線管理施設の対象となる主要な設備について、「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>4. 主要対象設備 放射線管理施設の対象となる主要な設備について、「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」に示す。</p>